

『日本近代教育史事典』一九七一年（平凡社）

〔37〕 産業教育（総論）

〈大正・昭和前期〉

この期にわが国は二度の世界大戦を経験した。もちろん異なる立場においてであるが、この二度の経験はわが国の社会と産業を大きくゆり動かした。しかしそれを通じて近代産業社会が徐々に成立していった。明治後期に成立した実業教育制度は、この過程で産業と教育の具体的な問題に直面して、変貌をとげた。

第一次世界大戦により日本の工業は飛躍的に膨張した。試みに大正十五年（一九二六）の工業生産額を明治四十二年（一九〇九）と比較してみると、総額では約十倍に膨張している。全体としてはまだ軽工業が圧倒的に多いが、金属、機械工業の伸びがきわめて大きいこともこの膨張の意味を物語っている。この期によりやく重化学工業の素地をつくりつつあったのである。

この間における実業教育の発展もまた急激であった。大正四年（一九一五）から五年毎の学校数をみると、表のように約十五年間に実業学校は五〇〇校余から一〇〇〇校へと倍

| 年度 | 実業学校 | 実業専門学校 |
|-------|-------|--------|
| 大正4年 | 543 | 22 |
| 大正8年 | 639 | 24 |
| 大正12年 | 745 | 43 |
| 昭和2年 | 882 | 50 |
| 昭和6年 | 1,006 | 52 |

| 種別 | 明治42年 | 大正15年 |
|----------|---------|-----------|
| 紡績工業 | 388,009 | 2,872,117 |
| 金属工業 | 17,070 | 447,058 |
| 機械器具工業 | 40,974 | 538,917 |
| 窯業 | 24,729 | 201,747 |
| 化学工業 | 86,414 | 813,404 |
| 製材及木製品工業 | 19,932 | 185,343 |
| 印刷製本工業 | 15,698 | 158,052 |
| 食料物工業 | 147,240 | 1,249,238 |
| 瓦斯及電気業 | — | 150,016 |
| 其他ノ工業 | 32,186 | 225,903 |
| 工賃加工料修繕料 | 8,266 | 304,002 |
| 合計 | 780,515 | 7,154,979 |

増している。専門学校も同様である。この膨張は近代産業の形成の結果とみることができ、同時に産業教育はこの状況と正面から対決することになる。

この期においては、まず教育の一般的状況として上級学校進学者が激増した。政府は内閣に臨時教育会議を設けて、新しい状況に対処する教育の方策を諮問した。この臨時教育会議の答申によってその後の教育の方向が決定され、高等教育の大拡張等も実施されるにいたるのである。産業教育に関しては、全部で八項目にわたる答申をしているが、その第一項に、「実業学校ニ関スル現在ノ制度ハ大体ニ於テ之ヲ改ムルヲ要セザルコト」と答申している。その他、個々補助の増額、徳育の振興、行政機関の整備、学校に関する規定の緩和、職員待遇の改善、実業界との連繋、実業補習教育の奨励などである。この答申は基本的には、明治後期に成立した実業教育制度に対しては変更の必要を認めないという考え方に立っている。むしろ明治以来の方針を貫くべしとしている。臨時教育会議の答申はいずれの分野でも、大体は従来の方針に基づく拡張案という性格をもっているが、産業教育の分野でも、それが明瞭にあらわれている。

大正九年（一九二〇）に実業学校令の改正が行なわれたが、それにも以上のような考え方は明瞭に出ている。この改正の主な点は、第一条の目的の規定に、徳性の涵養を付加したこと、設立の主体として商工会議所、農会、その他これに準ずる公共団体を認めたことなどである。またその後、実業諸学校の規程が改正されたが、新しく職業学校規程が制定されたこと、甲種・乙種の区別を廃したことで、その他教育内容方法の整備に関する点として、学科の改善、実習の改善などがめぼしい点である。これらの改正の中で科目に関しては、女子に関する規程が新しく付加されたのは時代の動向を物語るものといえよう。なお大正十三年（一九二四）には、実業学校卒業者を中学校卒業者と同等以上の学力を持つものと認めるという文部省告示が出されているが、これも新しい状勢の進展を示すものである。従来このようなことが明確でなかったことは、それ自体実業学校に対する当時の考え方を示すともいえよう。

大正末期から昭和の初期へかけて、日本の社会は深刻な不況に直面した。とくに農村の不況が深刻であって、農業教育は大きな批判にぶつかった。農村に不況克服のための教育機関として、塾風教育を中心とした様々な教育機関が誕生した。それは農業学校教育に対

する不信ともいえるのである。商業や工業の部面でもこの傾向はあらわれている。一般の実業学校で得られないような教育内容、たとえば写真・自動車・通信・タイプライターなどを教育する各種学校が漸増しつつあった。また、工場内に見習工の教育、中堅工の教育などという具体的な目的と内容をもった工場学校をもつ企業や官営工場が現れた。これも実業教育に対する近代産業の側からの批判とみることができる。

この批判に答える意味もあって、昭和四年（一九一九）、五年に実業学校の諸規定が改正された。昭和六年に満州事変が発生したことから、それ以後の教育は準戦時体制、戦争体制へと急激に移行した。政府は昭和十二年（一九三七）教育審議会を設けて、この体制への教育改革を断行していったが、全般的には従来の制度の整理統合という性格のものである。実業教育に関しては、中等学校令によって中学校と一本化されたことは注目すべきことである。戦時色の強くなるに従って産業教育の実質的な重要性が認識され、とくに工業学校は大きな膨張を遂げた。青年学校制度、技能者養成制度もその点から強化されたのである。

（矢口 新）